## 告 示

## 埼玉県計量検定所長告示第四号

を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定による特定計量器の定期検査

令和四年六月二十四日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

## 検査対象となる特定計量器

及びおもりを含む。 特定計量器であって、 計量法施行令 (平成五年政令第三百二十九号) ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり(分銅 第十条第一項第一号に規定する

## 一 検査を行う区域、期日、時間及び場所

	横 瀬 町	長 瀞 町			狭山市	区域
	令和四年九月六日	令和四年九月五日	及び同月二十六日	令和四年八月二十四日	令和四年八月二十三日	期日
年後一時から三時	午前十時から正午	午前十時から正午	から三時まで 年前十時から正午	から三時までから三年	まで及び午後一時午前十時から正午	時間
ター駐車場 世紀セン	(農協裏駐車場)町民会館駐車場	駐車場長瀞町中央公民館	ター駐車場 農村環境改善セン	車場	車場智光山公園正面駐	場所

						秩 父 市		小 鹿 野 町	皆 野 町
	令和四年九月二十日	令和四年九月十六日	令和四年九月十五日	令和四年九月十四日	令和四年九月十三日	令和四年九月十二日	令和四年九月九日	令和四年九月八日	令和四年九月七日
まで 年後一時から三時	年前十時から正午	<b>午前十時から正午</b>	から三時まで 年前十時から正午	午前十時から正午	午前十時から正午	おら三時まで まで及び午後一時 を前十時から正午	午前十時から正午	から三時まで 年前十時から正午	午前十時から正午
場尾田蒔公民館駐車	大田公民館駐車場	秩父市役所駐車場	原谷公民館駐車場	合支所駐車場 <a href="#"></a>	秩父市役所駐車場	<b>合支所駐車場</b>	小鹿野総合センタ	庁舎駐車場小鹿野町役場両神	皆野町役場駐車場

駐車場新座市民会館第二	年前十時から正午 年前十時から正午	令和四年十一月七日及	新 座 市
ッター第二駐車場 明霞市産業文化セ	午前十時から正午		朝 霞 市
和光市役所駐車場	から三時まで 年前十時から正午	令和四年十月二十五日	和 光 市
志木市役所駐車場	午前十時から正午	令和四年十月二十四日	志 木 市
合支所駐車場	午前十時から正午	令和四年十月二十一日	
用車駐車場	午前十時から正午	令和四年十月二十日	ふじみ野市
者用西側駐車場	午前十時から正午	令和四年十月十三日及	富士見市
影森公民館駐車場	午前十時から正午	令和四年九月二十二日	
場 大滝振興会館駐車	午前十時から正午	令和四年九月二十一日	